

# 新型コロナウイルス感染症対策関連情報

令和2年8月1日 第2版

発行元：益城町新型コロナウイルス感染症対策本部

## 給付金・貸し付け・減免など

### 特別定額給付金

締切  
間近

**対象** 令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている人

**受給権者** 対象者が属する世帯の世帯主

**給付額** 対象者1人につき10万円

**申請** 郵送か、マイナンバーカードを持っている人はオンラインでも可能

**申請期限** 8月11日まで

#### 給付

- ・原則、申請者本人名義の銀行口座へ振り込み。
- ・やむを得ない場合に限り、窓口での申請と給付を認める。

#### 給付金を装った詐欺に注意！

町や総務省などが、ATMの操作をお願いしたり、特別定額給付金の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

問 特別定額給付金相談窓口 ☎ 286-7701

### 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯（0歳～中学生がいる世帯）に対し、臨時特別給付金として対象児童1人あたり1万円が支給されます。（特例給付を受給する世帯は対象外です。）

**対象** 令和2年4月分の児童手当支給を受けている世帯（対象児童は、3月31日までに生まれた児童で3月まで中学生だった人も含みます）。

**申請** 申請は不要です。（公務員を除く）

※町から児童手当を受給している世帯には6月8日に既に支給しています。

■町に住民票のある公務員は申請が必要です■

所属庁から配付される申請書に記入し、所属庁に提出。所属庁の証明を受け、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の担当課（益城町の場合、こども未来課）に、**11月30日**までに申請してください。

問 こども未来課 子育て支援係 ☎ 286-3117

### ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親世帯臨時特別給付金には基本給付（児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付。児童扶養手当法に定める「養育者」も対象）と追加給付（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付）があります。

#### 対象

##### 基本給付

- 1.令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- 2.遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金給付等を受給していて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人。既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額か一部停止されたと推測される人
- 3.新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

##### 追加給付

基本給付対象者の1.と2.に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した人

#### 支給額

**基本給付** 1世帯5万円、第2子以降は一人3万円

**追加給付** 1世帯5万円

#### 申請

基本給付の1.に該当する人

- ・基本給付は申請不要、追加給付は申請が必要です。
- ・8月の現況届提出時にあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。

基本給付の2.と3.に該当する人

- ・基本給付、追加給付（基本給付の2.に該当する人）のどちらも申請が必要です。

※申請様式や期限等の詳細は、分かり次第ホームページ等でご案内する予定です。

問 こども未来課 子育て支援係 ☎ 286-3117